



766号  
 〒144-0052 東京都大田区蒲田 5-10-2  
 日港福会館 5階  
 Tel 03(3733)5621 Fax 03(3733)5622  
 メール rouren@kensu.jp  
 ホームページ http://www.kensu.jp/  
 全国検数労働組合連合  
 書記局



# 日港協 修正回答提示 21日(日) 実力行使解除



2024年3月29日

港湾ユーザー（荷主・船会社）の皆様へ

一般社団法人 日本港運協会  
 国土交通省

港湾運送事業者の労務費の円滑な価格転嫁の実行について（お願い）

平素より、港湾運送業界に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。標記につきまして、昨今の原材料価格やエネルギーコストや賃上げ原資の確保を含めて、適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、物価に負けない賃上げを行うことは、デフレ脱却、経済の好循環の実現のために必要であります。

そのためにも、労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠であるとして、内閣官房及び公正取引委員会より、令和5年11月29日付「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が公表されたところであります。

本指針は、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のうち、労務費の転嫁に係る価格交渉について、発注者及び受注者それぞれが採るべき行動・求められる行動を「12の行動指針」として取りまとめたものとなっております。

港湾運送事業者の多くは、前段で申し上げております労務費等のコスト上、昇分を吸収するだけの料金収受には至っていない実態が見られます。

つきましては、すべての港湾運送事業者における適正な労務費の収受により、サプライチェーン全体での適正な価格設定の定着のため、本指針の趣旨を踏まえまして、労務費の適切な転嫁について、格別なご配慮を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

この文書は日港協HPにて掲載されています。

## 24 春闘要求前進に向けた闘争指令第4号

24 春闘港湾産別要求の前進に向け、4月18日（木）に開催した第4回中央港湾団交（再開）での日港協の回答を踏まえ、全国港湾中央闘争委員会は各加盟単組および各地区港湾に対して「24 春闘実力行使の指示（全国港湾23 発第91号）」については、延期し、行動を解除する指示文書を発出した。

検数労連として「全国港湾中央闘争指示（全国港湾23 発第97号）」に基づき、各地域労連（支部）は「中央闘争指令第3号（全国検数労連発2023-26）」を解除すべく内部周知の徹底を図ること。

以上

次回、中央港湾団交に日程は未定です。

### 日港協の修正回答（要旨）

- 加盟単組の賃上げ並びに産別制度賃金の引き上げ
  - 加盟単組の賃上げ
    - 政府の進める「価値創造のための転嫁円滑化施策」に基づき、日港協会員事業者は真摯な対応を継続する。
    - また、日港協会員事業者は2023年11月29日付けで内閣官房及び公正取引委員会から出された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を基に日港協及び国土交通省連盟で港湾ユーザーである船会社、荷主宛に作成した「港湾運送事業者の労務費の円滑な価格転嫁の実行について（お願い）」を活用して適正料金の確保に取り組む。この取り組みを通じて、日港協は各個別（専業・検査・関運）交渉や地区労使交渉を後押しし、魅力ある港湾労働の環境整備を行えるよう誠実に対応していく。  
日港協はこうした取り組みを今後も継続的に行っていく。
  - 産別制度賃金の引き上げ
    - 2022年春闘協定に基づき、産別最低賃金、あるべき賃金、産別基準賃金及び標準者賃金の改定については、本春闘から切り離し、継続協議する。
    - 産別制度賃金に係る団体交渉については、行政訴訟中であることを理由に各事業者が各個別労使の賃金・労働条件交渉や地区労使交渉を抑制することのないよう内部周知を行う。
- 魅力ある港湾労働の確立のための労働諸条件の整備
  - 年間の休日の在り方
    - 月1回の日曜日不稼働、週休二日制、年末年始例外荷役を含む年間の休日の在り方については「賃金労働時間問題専門委員会」を通じて、業界全体での合意形成を目的に協議を継続していく。
    - 特に、月1回の日曜日不稼働の必要性についての組合の趣旨は理解し、業界全体での合意形成を図るべく、中央港湾団交期間中に労使協議する。
- 緊急性を要する課題
  - 適正料金の確保  
関係法令に抵触しないよう認可料金の復活・適正料金確保を目指す。
  - 指定事業体に所属し検査業務に携わる労働者の本体採用  
21春闘「覚書」・22・23春闘協定を踏まえ、今後も各社労使で点検を継続する。
- 安全等に関する事項
  - 放射線健康診断  
確認書に基づき、速やかに健康診断を開始する。